

安城市環境クリーンセンターごみ焼却施設整備基本計画策定等業務  
公募型プロポーザル方式実施要領

1 業務名

安城市環境クリーンセンターごみ焼却施設整備基本計画策定等業務委託

2 業務場所

安城市和泉町地内

3 趣旨

本市では、令和3年3月に策定した「安城市廃棄物処理施設整備基本構想」（以下、「基本構想」という。）におけるごみ焼却施設整備の基本方針に基づき、ごみ焼却施設の老朽化に伴う基幹的設備改良工事を予定している。これによって、工事完了後20年間の延命化に加え、余熱利用による発電能力の増強や施設の耐震化等を行い、災害時にも安定的に稼働することのできる、いわゆる「地域のエネルギーセンター」化を目指している。さらに、この工事に合わせ、施設の包括的な管理運営を民間事業者に委託する業務（以下「包括的民間委託業務」という。）の導入を検討している。

これにあたり、ごみ焼却施設の延命化を前提として、施設の適正な維持管理や、設備・機器の計画的な長寿命化を推進するため、施設の精密機能検査を実施したうえで、長寿命化総合計画を策定する必要がある。さらに、それを踏まえ、基幹的設備改良工事の整備内容を含めた施設の今後を検討する施設整備基本計画を策定する。

また、民間活力手法を検討し、効率的・効果的に事業が推進できるPPP/PFI（官民連携）手法の導入可能性調査を行い、財政負担の軽減や、効率的運営の確保などの効果を検討する必要がある。

加えて、上記計画や検討結果を踏まえた基幹的設備改良工事や包括的民間委託業務（以下「整備・運営事業」という。）を、安定的・効率的に実施することができる民間事業者に委託するため、事業計画の検討から民間事業者との契約締結まで、工事発注等に関する一連の手続きに対する専門的な支援が必要となる。

本業務の実施にあたっては、ごみ焼却施設等における基幹的設備改良工事の発注に関する幅広い知見、経験、ノウハウに加え、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令や、他事例等についての専門的な知識、優れた調査・検討能力及び業務に対する安定的な実施体制等の有無を考慮する必要がある。よって、公募型プロポーザルにより広く事業者を募集し、本業務に最も適した事業者を選定するものである。

#### 4 業務内容

別紙「安城市環境クリーンセンターごみ焼却施設整備基本計画策定等業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり

#### 5 業務期間

契約締結日の翌日から令和8年3月20日まで

#### 6 提案上限額

50,325,000円（消費税及び地方消費税を含む）

（1）見積書の金額に消費税及び地方消費税を含めたものが、この金額を超えてはならない。

（2）各年度の支払限度額について、以下のとおり。

なお、最低制限価格は設定しない。

	支払限度額	（税抜き金額）
令和5年度	25,003,000円	（22,730,000円）
令和6年度	18,788,000円	（17,080,000円）
令和7年度	6,534,000円	（5,940,000円）
合計	50,325,000円	（45,750,000円）

#### 7 参加資格

参加者は次のいずれにも該当する場合、参加資格があるものとする。

なお、参加表明書を提出し、市が受理した後であっても、契約締結までの間ににおいて次のいずれかに該当しなくなった場合は、失格とする。

- （1）本社又は支店等が安城市の入札参加資格者名簿（業種：建設コンサルタント、部門：建設環境）に登録されている事業者であること。
- （2）公告の日から契約締結日までに、安城市から入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- （3）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （4）公告の日から契約締結日までの期間において、「安城市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年3月30日付安城市長・愛知県安城警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- （5）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(6) 過去10年間（平成25年度から令和4年度まで）に、地方公共団体が発注する、一般廃棄物のごみ焼却施設（新設・既設は問わず、処理能力180t/日以上のものに限る）のDBO（公設民営）方式における施設整備運営事業に係る発注支援業務（以下、「同種業務」という。）について、元請として実施方針の作成から民間事業者との契約までの業務を受注し、かつ完了した実績を1件以上有すること。

(7) 本業務に、次に定める資格要件と実績要件を満たし、廃棄物関連施設の設計・建築に係る技術的知識と十分な経験を有する自社の技術者を配置すること。

なお、各配置技術者間の兼任はできないものとする。

ア 管理技術者

技術士（総合技術監理部門－衛生工学（廃棄物・資源循環（旧選択科目名である廃棄物管理、廃棄物処理及び廃棄物管理計画を含む。以下同じ））又は衛生工学部門（廃棄物・資源循環））の資格を有すること。また、同種業務の業務実績を有すること。

イ 照査技術者

管理技術者と同等以上の資格及び実績要件を満たすこと。

ウ 担当技術者

技術士（総合技術監理部門－衛生工学（廃棄物・資源循環）又は衛生工学部門（廃棄物・資源循環））の資格を有すること。

## 8 日程

本プロポーザルの日程は以下のとおりとする。

なお、発注者の都合により予定を変更する場合がある。

No.	名称	日にち
1	実施要領の公告日	令和5年3月24日（金）
2	参加表明書受付開始	令和5年3月24日（金）
3	質問の受付開始	令和5年3月24日（金）
4	質問の提出期限	令和5年3月31日（金）
5	質問の回答期限	令和5年4月4日（火）
6	参加表明書の提出期限	令和5年4月7日（金）
7	参加資格確認結果通知	令和5年4月12日（水）
8	企画提案書の提出期限	令和5年4月19日（水）
9	企画提案審査	令和5年4月26日（水）
10	企画提案審査結果通知	令和5年4月下旬
11	契約締結	令和5年5月上旬

## 9 質問及び回答

### (1) 提出書類

実施要領及び仕様書への質問は、様式6「質問票」を1部提出すること。

### (2) 提出方法

cleancenter@city.anjo.lg.jp あてメールで提出し、到達確認を電話で必ず行うこと。また、メールの件名は「(〇〇・質疑) 安城市環境クリーンセンターごみ焼却施設整備基本計画策定等業務委託」とし、〇〇には自社名を入力すること。

### (3) 提出期限

令和5年3月31日(金)午後5時まで

### (4) 回答

提出された全ての質問について取りまとめ、本市公式ウェブサイトに公開する。

なお、質問に対する回答の内容は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

### (5) その他

メール以外の方法による質問や、実施要領及び仕様書の内容以外の質問は受け付けない。

## 10 参加表明手続き

### (1) 提出書類

参加表明手続きの提出書類は以下のとおり。ファイルに綴り、様式ごとにインデックスを付けること。

No.	名称	様式	部数
1	参加表明書	様式1	1
2	会社概要書	様式2	1
3	会社業務実績表	様式3	1
4	業務実施体制図	様式4	1
5	配置予定技術者調書(管理技術者)	様式5-1	1
6	配置予定技術者調書(照査技術者)	様式5-2	1
7	配置予定技術者調書(担当技術者)	様式5-3	1

### (2) 提出期限

令和5年4月7日(金)午後5時まで

### (3) 提出場所

安城市産業環境部ごみゼロ推進課環境クリーンセンター施設係

※令和5年4月1日～組織名称変更あり。後述の22参照。

### (4) 提出方法

直接持参すること。

(5) 受付時間

土日祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで（最終日は午後5時まで）

(6) その他

持参にあたっては、前日（土日祝日除く）の午後5時までに、持参日時を電話連絡すること。なお、提出時の企画内容説明及び質問は受け付けない。

1 1 参加資格の確認・結果通知

(1) 内容

参加者からの提出書類により確認する。

(2) 結果通知

参加資格の確認を行った後、令和5年4月12日（水）に参加者の連絡先メールアドレスあてに、個別に結果を通知する。

## 1.2 企画提案手続き

### (1) 提出書類

企画提案手続きの提出書類は以下のとおりとする。書類一式毎にファイル等に綴り、項目ごとにインデックスを付けること。

No.	項目	様式	部数
1	企画提案書の表紙	任意様式（ただし、業務名・会社名を明記すること。）	企画提案書（表紙含む）及び工程表の印刷物…9部
2	企画提案書	<p>任意様式（ただし、以下の要件を満たすこと。）</p> <p><b>【特定テーマ①】</b>  <b>「業務実施上の課題とその対処方法」</b>            (A4版2枚（またはA3版1枚）以内)            本業務を円滑かつ確実に実施するにあたり、想定される課題や留意事項等、またその対処方法や解決策について具体的に記載すること。</p> <p><b>【特定テーマ②】</b>  <b>「『エネルギーセンター』に相応しい技術導入による資源循環に資する施設づくり」</b>            (A4版6枚（またはA3版3枚）以内)            本市のごみ焼却施設に付加価値を持たせる基幹的設備改良工事の整備内容や技術提案等について、具体的に記載すること。</p> <p><b>【共通要件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・両面印刷（カラー）とする。</li> <li>・文字サイズは10.5ポイント以上とする。また、図表に用いる文字はこの限りではないが、読みやすい大きさとする。</li> <li>・ページ番号を付記すること。</li> <li>・別紙仕様書を十分踏まえた内容にすること。</li> <li>・別紙仕様書に記載のない事項であっても、本業務に必要であると思われる業務がある場合には、合わせて提案ができるものとする。ただし、これに係る経費は、提出する見積書に記載する価格に含まれる。</li> <li>・企画提案書の内容は、参加者が責任をもって必ず履行できる内容にすること。</li> </ul>	見積書、見積内訳書…原本1部、写し8部  積算内訳書…原本1部  企画提案書と工程表の電子データが入ったCD-R…1枚（ファイル形式はマイクロソフト社のWord、Excel、PowerPointまたはアドビ社のPDF）
3	工程表	任意様式（A3版可） ・本業務の業務期間における工程表を作成すること。	
4	見積書	様式7	
5	見積内訳書	様式8	
6	積算内訳書	任意様式 ・年度別の積算内訳がわかるようにすること。 ・循環型社会形成推進交付金の対象内または対象外経費の別がわかるようにすること。	

(2) 提出期限 令和5年4月19日（水）午後5時まで

(3) 提出場所

安城市産業環境部ごみゼロ推進課環境クリーンセンター施設係

※令和5年4月1日～組織名称変更あり。22参照。

(4) 提出方法

直接持参すること。

(5) 受付時間

土日祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで（最終日は午後5時まで）

(6) その他

持参時は前日（土日祝日除く）の午後5時までに、持参日時を電話連絡すること。なお、提出時の企画内容説明及び質問は受け付けない。

### 1.3 企画提案審査

(1) 内容

事前に提出された企画提案書に基づき参加者がプレゼンテーションを行い、それを審査する。

(2) 日時

令和5年4月26日（水）予定（詳細は別途通知する。）

(3) 場所

詳細は別途通知する。

(4) 発表時間

20分間とする。終了後、15分以内を目安に質疑応答を行う。

(5) 説明者

5名以内とする。

なお、配置予定の管理技術者及び担当技術者は必ず出席し、いずれかがメインプレゼンターとなること。

(6) 機材等

発注者のスクリーン（90インチ）を予めプレゼンテーション会場に設置する。

参加者は、必要に応じてパソコンやプロジェクター等の機材を用意し、映像を投影することができる。

なお、発表前の機材準備の時間は10分間程度とし、発表時間に含まない。

(7) 結果通知

審査結果については、令和5年4月下旬に参加者に文書で個別に通知するとともに、本市公式ウェブサイトにて公表する。

(8) その他

- ア 提案及び発言内容に履行義務が生じることに注意して対応すること。
- イ 企画提案審査の参加を辞退する場合は、審査日の前日の午後5時までに様式9「辞退届」を提出すること。提出は、後述22の提出先へ持参すること。

#### 1.4 選定委員会の設置

発注者は、優れた企画提案者を選定するため、選定委員会を設置する。選定委員会は提案の審査を行う。

#### 1.5 優先交渉権者の決定

選定委員会の選定を受けて、委員ごとの採点の合計点が高いものから順位を付け、第1位と採点した委員を多く獲得した者を優先交渉権者として決定する。

各委員の採点の合計点（ただし、見積価格による採点は含まない）が、配点の合計の6割に満たない者は選外とする。ただし、すべての者が選外となった場合は、委員の協議により優先交渉権者を選定する。

優先交渉権者との交渉が整わない場合または優先交渉権者がその資格を喪失した場合は、次順位の者と交渉する。

なお、第1位と採点した委員が同数であった場合の優先順位は、各委員の合計点を集計した総合得点がより高い者を優先交渉権者、次に高い者を次点交渉権者とする。

#### 1.6 審査項目及び配点比率

審査項目及び配点比率は、以下のとおりとする。

項目	内容	比率 (%)
企画提案審査	企画提案を審査。 評価の詳細は、別紙「安城市環境クリーンセンターごみ焼却施設整備基本計画策定等業務委託に係る企画提案評価項目」のとおり	80
価格審査	見積価格を審査。	20
計		100

#### 1.7 企画提案の無効

次のいずれかに該当した場合は、企画提案を無効とする。

- (1) 提出書類の不備及び未記入がある場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (3) 複数の企画提案書を提出した場合
- (4) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

## （5）実施要領や仕様書に違反すると認められる場合

### 1 8 提出書類の変更

企画提案に関する書類の追加、変更、差し替えおよび再提出は認めない。

なお、提出書類の誤字脱字等がある場合は、プレゼンテーション時に説明すること。

### 1 9 プロポーザルに関する注意

- (1) 本プロポーザル実施についての説明会は行わない。
- (2) 参加表明後の辞退は自由であり、辞退しても今後の業務において不利益な扱いを受けることはない。
- (3) 提出書類等の作成、提出及びプレゼンテーション等の費用は、すべて参加者または参加辞退者の負担とする。
- (4) 参加者及び参加辞退者への提出書類の返却は行わない。
- (5) 本プロポーザルの審査経過に関する質問は受け付けない。
- (6) 公文書開示請求があった場合は、提出書類を安城市情報公開条例（平成 12 年 12 月 21 日安城市条例第 49 号）に基づき公開することがある。提出書類が全て公開される場合があることを了承のうえ、本プロポーザルに参加すること。
- (7) 本プロポーザルは、循環型社会形成推進交付金の交付を前提に準備行為として実施するものであり、令和 5 年度分交付金の内示がおりない場合、本プロポーザルに係る契約を行えないことがある。

### 2 0 再委託の禁止

受注者は、受注して行う業務を一括して第三者に委託することはできない。ただし、図書の印刷や製本に類する業務は、発注者と協議の上、委託することができる。この場合でも、受注者は当該第三者の行為のすべてについて責任を免れない。

なお、委託予定がある場合は、その業務内容がわかるように様式 4（業務実施体制図）に漏れなく記載すること。

### 2 1 契約

契約内容の詳細については、発注者と受注者により別途協議の上で決定する。

なお、契約内容の解釈で発注者と受注者との間で疑義が生じた場合は、発注者と受注者の協議の上で決定する。

## 2.2 問い合わせ先および各種書類の提出先

項目	内容
郵便番号	444-1221
住 所	安城市和泉町大下38番地
担 当	安城市産業環境部ごみゼロ推進課環境クリーンセンター施設係 ※組織名称変更に伴い、令和5年4月1日からは 安城市環境部ごみ資源循環課環境クリーンセンター施設係
電 話	0566-92-0178
F A X	0566-92-0405
e-mail	cleancenter@city.anjo.lg.jp